



令和2年3月発行  
 編集・発行  
 音更町農業委員会  
 0155-42-2111



農業者年金受給予定の59歳から64歳までを対象に説明会を開催し、希望者には個別相談を行いました

## 農業者年金受給説明会を開催しました

令和二年二月二十七日、音更プロスパで「令和元年度農業者年金受給説明会」を開催しました。当日は、北海道農業会議から渡邊善太氏を講師に招き、農業者年金を受給する際の方法、注意点に関して詳しく説明いただきました。

説明会には五十九歳から六十四歳までの二十名が参加し、十二名の希望者には個別相談を行い、それぞれの年金受給に必要な手続きについて相談カードを用い説明しました。

加算付きの経営移譲年金、特例付加年金を受給しようとする方は、農地を後継者や第三者に貸すなどの手続きや農業所得の申告名義、経営安定所得対策交付金の申請名義、農業共済の加入名義を後継者へ変更するなどの手続きが必要で、特に、昭和三十三年一月一日以前に生まれ、加算付きの経営移譲年金を受給する場合は、この手続きを六十五歳に到達するまでに終わらせなければなりませんので、注意が必要です。

今回、説明会を欠席された方については、経営移譲をする半年から一年前に農業委員会へご相談いただくことをおすすめします。



全体説明をする北海道農業会議の渡邊講師

来年度も年金受給に向けた説明会を行うことを予定しております。該当者へは文書でご案内しますのでどうぞご参加ください。

## 農業者年金へ加入しませんか

農業者年金は、年間六十日以上農業に従事し、国民年金第一号被保険者である六十歳未満の方ならどなたでも加入できます。

また、積立方式のため、自身が積み立てた保険料を将来受給する年金の原資とする安全な制度となっています。

毎月の保険料は通常加入の場合、月二万円から六万七千円までの範囲で千円毎に設定することができます。この保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

一般の個人年金の保険料による所得税の控除額が最大四万円、住民税の控除額が最大二万八千円（ともに平成二十四年一月一日以降の契約の場合）であるのに対し、農業

者年金の保険料は最大八十四万円（保険料月額六万七千円の場合）が社会保険料控除の対象となるため大きな節税効果が期待できます。

下図は、農業者年金と、ある個人年金商品を比較したものです。二十歳の男性が六十歳まで保険料を支払い、六十五歳から年金受給を開始した場合を仮定しております。

損益分岐点（自分が納めた保険料を回収しきるまでの年齢）は他の二つの個人年金商品と比べても十年ほど早いことが想定されております。

農業者の皆様にとって有利な農業者年金への加入を是非ご検討ください。

加入申込窓口は、各農協企画振興課となります。

## 農業者年金受給者の皆様へ

農業者年金受給者の皆様は、六月末日までに農業委員会へ現況届を提出しなければなりません。

五月下旬になると、受給者の皆様のもとへ農業者年金基金から現況届が送付される予定

現況届は受給資格を確認する上で大切な届出です。もし、届出がなされないと年金の支給が停止されてしまう可能性がありますので忘れず提出をお願いいたします。

### 個人年金商品（終身年金）の比較

・ 契約年齢20歳(男性) ・ 保険料払込60歳まで ・ 年金受取開始65歳から終身  
この条件で比較すると・・・

項目	A生命保険会社 終身年金保険	M生命保険会社 終身年金保険	農業者年金 ※国庫補助なしの通常加入
毎月の保険料	2万円	2万円	2万円
社会保険料控除額	所得税 最大4万円 住民税 最大2万8千円 (平成24年1月1日以降の契約)	所得税 最大4万円 住民税 最大2万8千円 (平成24年1月1日以降の契約)	全額控除対象
60歳までの保険料総額	960万円	960万円	960万円
年金額(年額)	約42万7,600円	約43万2,800円	約76万5,100円
90歳までの受取総額	約1,069万円	約1,082万円	約1,912万円
損益分岐点	87歳5ヶ月	87歳2ヶ月	77歳6ヶ月

※出典 令和元年度 全道農業者年金研究会資料

支払った保険料が全額社会保険料控除の対象となるのは農業者年金だけ!!  
予想される受給額も農業者年金が一番!!

## 法人報告書の提出をお願いします！

農地所有適格法人は、農地法の定めにより「農業の状況を記した農地所有適格法人報告書」の提出が義務付けられています。

提出先

音更町農業委員会事務局

期限

毎事業年度の終了後3ヵ月以内

※農地法では、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することは原則認めておらず、この報告書の提出が無い場合、農地所有適格法人としての資格が確認できず、経営規模拡大等農地の取得ができなくなる可能性があります。

年 別 農 地 移 動 状 況

		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
3 条 許 可	売 買・贈 与	20	21,405	20	12,880	16	12,171	11	9,536	20	21,376
	賃 貸 借	39	23,143	43	17,954	29	21,192	30	23,986	26	12,149
	使 用 賃 借	19	38,188	23	13,518	15	46,352	13	23,288	11	25,107
4 条 転 用 許 可		6	233	6	287	4	254	0	0	3	188
5 条 転 用 許 可		8	452	8	276	6	73	9	675	7	378
あ っ せ ん	売 買・贈 与	47	17,840	54	21,259	37	14,937	43	21,252	60	21,416
	賃 貸 借	68	28,590	119	48,295	119	64,980	85	35,623	105	43,170
農地中間管理事業		9	11,062	0	0	0	0	0	0	1	360
合 計		216	140,913	273	114,469	226	159,959	191	114,360	233	124,144

平成三十一年一月から令和元年十二月までの  
農地移動状況と今後の展望について

農地調整部長 伊藤 雅明

平成三十一年一月から令和元年十二月までの農地の移動状況は上表のとおりです。移動件数、面積ともに前年より増加する結果となりました。

移動の内訳のなかでも、「あっせん」「3条許可」による「売買・贈与」の件数が増加しております。これらは、農地所有者の高齢化により農地を整理したい人が多かつたことが要因として考えられます。

また、「あっせん」では賃貸借の件数も昨年より二十件増加しております。今まで賃貸借していた耕作者の高齢化による規模縮小などの理由で新たな借主を探した結果が反映されていると考えられます。

今後も、農地所有者、耕作者の高齢化により、このような傾向が見られると予想します。農業委員会は、農地の集積・集約化を図り、農地所有者の意向に沿えるよう尽力してまいります。農地の売買、賃貸借などをお考えの際には、農業委員会にご相談ください。

農業委員の公募について

本町においては、現在の委員の任期が令和二年七月十九日までとなり、新委員の推薦及び募集を行います。主な募集内容は次のとおりです。

《任期》

令和二年七月二十日から三年間

《業務内容》

- ・農地の権利移動や転用に関する調整、審議
- ・農地の利用の最適化のための現地調査、パトロール
- ・農業者からの相談対応等
- ・農業者年金制度の普及促進活動

《委員報酬》

月額四万二千元

《委員の資格》

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる方

《推薦・応募の手続》

推薦及び応募の際の様式は、経済部農政課農政係、木野支所窓口又は町ホームページからダウンロードし入手することができます。

《推薦・応募受付期間》

令和二年三月十八日（水）から四月十六日（木）

詳細は経済部農政課農政係までお問い合わせください。

**農地の賃借料情報の提供について**  
 (平成三十一年一月〜令和元年十二月締結分)

農業委員会では、農地の賃借取引の目安となるよう、地域の賃借料の情報提供を行っています。  
 平成三十一年一月から令和元年十二月までに締結された地域の賃借料の情報は、次のとおりです。賃借料を決める際のご参考にしてください。

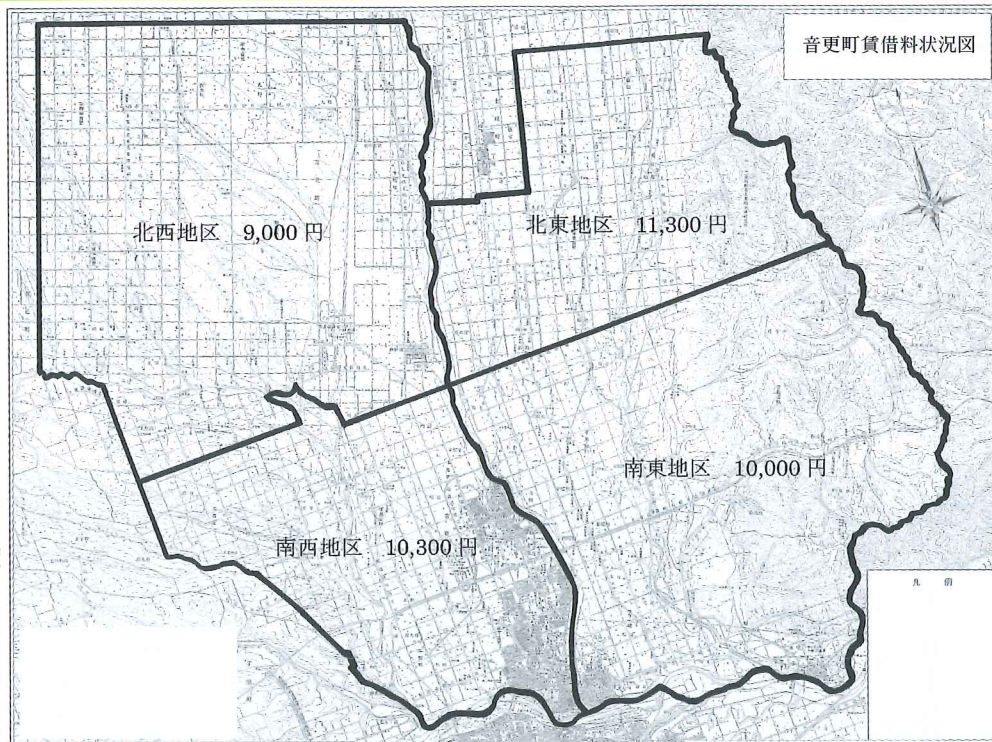
締結された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)	件数
北東地区	11,300円	13,100円	9,800円	65	12
北西地区	9,000円	13,000円	4,200円	61	29
南東地区	10,000円	13,900円	7,700円	65	29
南西地区	10,300円	14,200円	5,500円	115	25
(参考)音更全町	9,900円	14,200円	4,200円	306	95

- \*1 データ数は、集計に用いた筆数
- \*2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位とした。
- \*3 「(参考)音更全町」の平均額は、全データ(10a当りの賃借料)の合計(四捨五入前)を件数により除したものである。

(参考)各地区構成字名

北東地区(字豊田、字東音更)  
 北西地区(字西中音更、字中音更、字南中音更、駒場、字上然別)  
 南東地区(字東和、字下士幌、字長流枝、十勝川温泉、宝来)  
 南西地区(字高倉、字万年、字然別、字音更、字東士狩、字下音更)  
 (詳細については、音更町農業委員会事務局までお問い合わせ願います。)

(状況図)  
 平成三十一年一月から令和元年十二月までの一年間に締結された賃借料の平均額を地区ごとに表したもの。



**農業委員会だより**

令和二年三月発行

広報委員長

石王雅士

広報担当(農政部会)

大場隆明  
 高野春夫  
 土田純雄  
 茂古沼美則  
 白川勝元  
 平尾川美勝  
 鈴木秀元  
 木野村英明

- ①わかりやすい**農業・農政**の解説
- ②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ③**くらしと地域**に活力を
- ④**女性**の元気を応援
- ⑤**文字が大きく**読みやすい

週刊 月4回金曜日発行  
 月700円、年8,400円(消費税込)

毎日は大変。1ヶ月だと遅い。そんなあなたに

まとめて読める！  
**週刊紙**

経営とくらしを応援!!

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

**全国農業新聞**